第３８号議案

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成２９年２月２４日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（就労） 第１６０条　（略） ２　（略） **３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。**	（就労） 第１６０条　（略） ２　（略）
（賃金及び工賃の支払等） 第１６１条　（略） **２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。** **３**　（略） **４**　（略）	（賃金及び工賃の支払等） 第１６１条　（略） **２**　（略） **３**　（略）

５　指定就労継続支援Ａ型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第３項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。	４　指定就労継続支援Ａ型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第２項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
６　賃金及び工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない場合は、この限りでない。	
（運営規程） 第１６５条の２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　利用定員 ⑸　指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑹　指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第１６１条第３項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間 ⑺　通常の事業の実施地域 ⑻　サービスの利用に当たっての留意事項 ⑼　緊急時等における対応方法 ⑽　非常災害対策 ⑾　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑿　虐待の防止のための措置に関する事項 ⒀　緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ⒁　その他運営に関する重要事項	
（準用） 第１６６条　第１３条から第２１条まで、第２３条、第２４条、第２６条、第２７条、第３２条、第３６条から第４１条まで、第５３条、第５４条、第５６条、第６２条、第６３条、第６９条、第７２条から第７５条まで、第８７条から第９２条まで、第１２６条及び第１２７条の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１６６条において	（準用） 第１６６条　第１３条から第２１条まで、第２３条、第２４条、第２６条、第２７条、第３２条、第３６条から第４１条まで、第５３条、第５４条、第５６条、第６２条、第６３条、第６９条、第７２条から第７５条まで、第８２条、第８７条から第９２条まで、第１２６条及び第１２７条の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１６６条

準用する第１２６条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第１６６条において準用する第１２６条第２項」と、第５３条第２項、第５４条及び第６２条第１項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第７５条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同項第２号中「第５８条第１項」とあるのは「第１６６条において準用する第２３条第１項」と、同項第３号中「第６８条」とあるのは「第１６６条において準用する第８９条」と、同項第４号中「第７２条第３項」とあるのは「第１６６条において準用する第７２条第３項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第１６６条」と、第９２条中「前条」とあるのは「第１６６条において準用する前条」と読み替えるものとする。	において準用する第１２６条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第１６６条において準用する第１２６条第２項」と、第５３条第２項、第５４条及び第６２条第１項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第７５条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同項第２号中「第５８条第１項」とあるのは「第１６６条において準用する第２３条第１項」と、同項第３号中「第６８条」とあるのは「第１６６条において準用する第８９条」と、同項第４号中「第７２条第３項」とあるのは「第１６６条において準用する第７２条第３項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第１６６条」と**、第８２条中「第９２条」とあるのは「第１６６条において準用する第９２条」と**、第９２条中「前条」とあるのは「第１６６条において準用する前条」と読み替えるものとする。
（設備） 第１７９条　指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあって、かつ、入所により日中及び夜間を通して**サービスを**提供する施設又は病院の敷地外に設けなければならない。 ２～１１　（略）	（設備） 第１７９条　指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあって、かつ、入所により日中及び夜間を通して**指定共同生活援助を**提供する施設又は病院の敷地外に設けなければならない。 ２～１１　（略）

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。